

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）川越新富町一丁目計画
埼玉県川越市新富町一丁目二十番一
ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
大規模小売店舗の設置者

三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林清隆

東京都中央区銀座六丁目十七番一号

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一千二百七十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 二六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 三七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 五〇・八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 一五・七五立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前四時から午後十時

ト 届出年月日

平成三十年三月九日

二 縦覧期間

平成三十年三月二十七日から平成三十年七月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月二十七日から平成三十年七月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課